

平成30年3月14日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定による監査を実施したので、同項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

平成30年5月18日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 川村和夫

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成30年3月14日

2 請求人

(省略)

3 請求の要旨

(請求人から提出された住民監査請求書の原文に即して記載したが、見出し番号は変更し、誤字等と思われるものについてはできる限り修正した。事実証明からの引用で誤字等と思われるものについても、同様の取扱いとした。いずれも監査委員の判断には影響していない。)

(1) 本件請求に係る事実

ア 「にかほ陣屋」施設整備補助金の支出

(ア) 本件補助金の交付

秋田県は、(株)秋田物産センターから平成24年12月4日付「農林漁業の6次産業化拠点施設整備費2億1千万円の補助金等交付申請書を受け、同日付で同補助金の交付を決定した。同社は平成25年5月9日付で同補助事業終了による実績報告書を提出し、秋田県は、同月13日付に支出命令を行い、同月24日に同社に前記補助金2億1千万円(本件補助金)を交付した。

(イ) 本件補助金には、次の条件が付されている。

「(1) 補助金等を目的外に使用しないこと。(4) 補助事業によって取得し…た財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、…運営を図ること。(5) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間においては、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供しないこと(ただし、事前に承認を得た場合を除く)。(6) 関係法令その他の関係規程を遵守するとともに、指示及び命令事項を確実に履行すること。(7) これら上記の条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。」(以上、事実証明①、①の2及び②)

(ウ) 本件補助金の目的

a 本件補助金は農林水産部長通知「雇用を創出するビジネス支援事業実施要領」の「農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業」として交付された。

「農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業」とは、「農業所得の向上と雇用の創出を図るため、民間事業者と農業者が連携して」取り組む際の「拠点施設」を整備するための県補助事業であり、具体的には、「直売施設、加工施設、食材供給施設及びそれらの複合施設」を整備し、「地域農林水産物を活用した加工事業やサービス事業を新規に展開」することを目的とするものであった。(雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施要領)。

b ここでいう「6次産業化」とは、農林水産省(ホームページ)「子ども相談」で次のように説明「回答」されている。

「農林漁業者(1次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくことです。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです」。(事実証明③)

c 本件補助金等交付申請書(実施計画書)では、整備施設の1つである「バーベキューハウス棟」については、面積100.2平方メートル、「鉄骨造」、工事金額13,910,000円、加工機械・設備「冷凍・冷蔵庫、製氷機各一式」と記載されている。事実証明④の2「実施計画書」9頁及び11頁。

イ 「焼肉大将」と農林漁業の6次産業化について

(ア) バーベキューハウス棟と「焼肉大将」

- a 本件補助金で整備されたバーベキューハウス棟（以下、本件施設）の当初の基本構想は「お客様が施設内店舗より焼き物素材を仕入れ、お客様自身がその場で調理し、食することができる施設」となっていた。（事実証明④）

これに対し、現在、「にかほ陣屋」の正面に店を構える施設は、「焼肉大将」に変わっており、その主なメニューは、「ホルモンラーメン」、「ホルモン煮込み定食」、「カルビ定食」、「大将ラーメン」などであり、これは、県内どこでも普通に見られる焼肉店と何らの変わりもない（事実証明⑤の1・写真）。ネットの「店舗トップ」の「メニュー・コース」でも、ユーザーからの投稿写真（事実証明⑤の2）でも同様である。移転前の店（事実証明⑤の3）が陣屋に移り大規模になっただけで、これが、「6次化施設」だとすれば県内の焼肉店はみんな「6次化施設」にあたることになる。

従って、この焼肉店が、前記農林水産省「子ども相談」回答の「生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとする」ための施設とは、誰にも理解できない存在である。

本件補助金交付で整備された施設は、法定耐用年数経過（本件では34年間）まで、「補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供し」てはならないとされている。従って、その交付目的に反して「使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し」た場合は、秋田県財務規則の規定に従って補助金の返還を命じなければならないことは、本件施設管理を担当する知事の補助職員らが当然に知っているし、知っていなければならない基本的知識である。

後述するように、「焼肉大将」が出現するのは本件施設が整備された平成25年5月から間もなくの平成26年2月であるが、その経緯を全く知らない職員であっても、現在の「焼肉大将」の実態についてほんのわずかの注意さえ払えば、これを放置することが許されないことは容易に認識できることである。

- b ところが、「にかほ陣屋」カラオケ施設についての秋田県生活と健康を守る会連合会の情報公開調査結果の報道発表を受けて、昨年12月県議会では質疑等も行われ、県農林水産部は「陣屋を構成する店舗について」（事実証明⑥）を資料提出した。この資料では「焼肉大将」は秋田物産センターではなく（株）エムアンドエスが営業している。すると、どんなに遅くとも12月県議会当時には、知事もその補助職員である幹部職員らも、「（株）エムアンドエス」が運営している「焼肉大将」とは何か、その詳細を把握しなければならない筈である。前は本件施設・「かがり火」であったのであるから、知事らは前記法定耐用年数経過まで県の財産として管理する責任がある。

ところが、何故か、同施設の現状把握さえ一切おこなおうとしていない（秋田県生活と健康を守る会連合会の情報公開調査では平成30年2月8日まで、陣屋施設に対する新たな文書は存在しない）。

2億1千万円の公金を投じて整備した施設財産が公然と破壊され、日々、人々の目にさらされ続けているのに、知事や補助職員らの誰もが、「見ざる、言わざる、聞かざる」の県政を続けていたら、その被害者は誰になるであろうか。

これは、同時に、県の財産の適正な管理を監査する監査委員の責任でもある。

請求人らは、秋田県の財産、ひいては納税者県民の財産に対するこのような無責任極まりない職務怠慢に対し抗議し、別件カラオケ施設問題の住民監査請求に続き、あえて、秋田県監査委員に本件の監査を求める。

- (イ) 虚偽の申請で「焼肉大将」に改造

- a 秋田物産センターは、バーベキューハウス棟「かがり火」について、平成26年2月20日に、「農林漁業ビジネス支援事業費補助金で取得した資産の模様替え届について」を県に提出した（事実証明⑦）。その主な内容は次の通りである。

「1 模様替えの理由

- バーベキューハウス棟について、駐車場側に来館者入口を追加し、利便性の向上に資する。
- 従来の椅子席の一部を小上がり席に改良し、利便性の向上に資する。

3 模様替えの概要

- ・ 入口の追加及び小上がり席改良工事 事業費12,423千円。
- ・ 着工予定時期 平26年3月1日。」

この届出書には「【工事名】にかほ陣屋 かがり火 増改築工事 ¥11,268,180」の市内業者の平成26年2月24日付け見積書が付けられている。

ちなみに、同業者は同2月20日付けで「【工事名】にかほ陣屋本陣風除室設置工事 ¥1,154,790」の見積書も提出しているが、これも無断改造である。

- b これは、一見しただけでも、多大の疑問のある届出である。

本件施設整備費は鉄骨造建物13,910千円である（（1）のアの（ウ）のc）。これに対し、前記模様替え費用は12,423千円であるから、当初建築物とほぼ同額の費用を要して（わずか1パーセント少ない）工事を行うという届出である。

この届出の内容が真実であれば、本件施設「かがり火」を実質的には解体して「焼肉大将」が建設するという内容である。そうでなければ、全くの虚偽の申請によって「焼肉大将」に改造しようとしたものである。

- c 前記模様替え届には「1 支援計画書、2 処理能力計算書、3 経営収支計画、4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図、…」が〔添付資料〕として記載されている。また、昨年12月県議会に建設部が資料提出した「にかほ陣屋の建築確認について」にも、「焼肉大将」改造の「設計図」が平成26年2月24日に建設確認機関（民間）に受け付けられたことを地域振興局建設部が確認したことが記載されている。

ところが、この届出を受けた県が、これらの資料を含めて本件届出を実際に審査した記録は一切存在しない。つまり、関係職員らは、一見して矛盾だらけの本件届出の内容・事実になんらの注意も払わずに、ただ漫然と本件届出を受理し、次項ウの重大な損害を許す原因にもなった。（秋田県生活と健康を守る会連合会の情報公開調査では、この「建物平面図及び側面図並びに増設配置図」も「設計図」も秋田県には「不存在」である）。

ウ 焼肉大将の「発見」と「株式会社エムアンドエス」出資による幕引き

(ア) 由利地域振興局の「焼肉大将」の発見（事実証明④）

- a 前記工事が完了した後の平成26年4月9日に、由利地域振興局担当者が現地確認したところ、「バーベキューハウス棟の店名が、これまでの「かがり火」から「焼肉大将」に変更されていた」ことを発見した。

「○（株）秋田物産センターに経緯を確認したところ、…にかほ市内で20年以上営業している「焼肉大将」がテナントとして運営を任せられ、営業を開始するということが発覚した。○…模様替えの届出はあったものの、運業者の変更に係る相談等はなかった」

- b 前記イの届出書を精査しなかったことの、まさに「後の祭り」である。

(イ) 同年4月24日。農業経済課調整・六次化班の対応（事実証明④）

- a 「3. バーベキューハウスの運営等（センターからの聞きとり）」

○ 市内の「焼肉大将」が元の所在地…から、模様替えしたバーベキューハウスに移転し、営業を開始。

○ 「焼肉大将」はテナント料をにかほ陣屋に支払う契約となっている。

○ メニューは「焼肉大将」で提供していたもののほか、にかほ陣屋内で入手できる魚介類等を購入し、…提供すること。

※ 当初のバーベキューハウス基本構想は「お客様が施設内店舗より焼き物素材を仕入れ、お客様自身がその場で調理し、食することができる施設」となっていたが、このコンセプトが継承される可能性は低いと思われる。」

- b 上記文書には、これに続き、なんと、次の記載がある。

「※（株）秋田物産センター運営時代もホルモン幸楽等から仕入れた肉を提供していた」。

前（1）で、「にかほ陣屋内で入手できる魚介類等を購入し、…提供すること」と記載している「魚介類」とは、本件補助金目的である「地域農林水産物を活用した加工事業やサービス事業を新規に展開」する「6次産業化」であった筈である。

ところが、関係職員らは、「かがり火」時代から、秋田物産センターが肉を全く別の所から仕入れており、補助金交付目的に反する施設使用をしている事実を知っていながら不問にしていたのである。

- c 問題の所在

しかし、公然とした「焼肉大将」への店名変更を前にして、農業経済課は問題を次のように整理した。

「○ 補助事業で取得した財産については、耐用年数期間内の処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け…）が制限されている。（秋田県財務規則に基づく交付決定書通知書に明示）。○ 実施計画書において、事業実施主体である連携体が管理・運営することとなっているが、これを外部の事業者へ貸し付けることは計画内容からも逸脱するものである。」

- d ところが、同課は次の「今後の対応方針」を定める。

「事業の継続性及び県民への説明等を考慮し、次のいずれかの対応・対策を講じるよう事業実施主体を指導する。」

○ 「焼肉大将」の運営主体への参画の働きかけ

事業実施計画書上、にかほ陣屋の施設運営は民間業者と農漁業者の連携体である出資法人「(株)秋田物産センター」が担うことになっていることから、計画内容を逸脱しないよう、出資法人に「焼肉大将」が出資・参画するよう働きかける。

○ 取得財産の処分制限期間における財産処分の承認申請

「焼肉大将」の出資による参画が難しい場合は、取得財産の処分制限期間内の処分（貸付け）の扱いとなることから、知事の承認を受けたうえで貸付けを行う。この場合、承認条件は貸付けの内容により異なるが、1年以上貸付けの場合では残存簿価等に県補助率を乗じた金額を県へ納付することとなる。

（下線は請求人が引いたものである。）

- e ところが、上記経緯のなかで県職員らは、店名変更を発見し「問題の所在」「今後の対応方針」を検討したが、本件で最も肝心の本件施設の財産管理に係る基本的事実の把握、つまり、「かがり火」の破壊・改造と「焼肉大将」との二つの建造物の詳細をなら調査・確認しようとしなかった。

前述のように、本件届出書には「建物平面図及び側面図並びに増設配置図」が添付され、地域振興局建設部には「設計図」も存在していた。

別件・乳畜産物加工販売棟のカラオケ設置では、県職員らが乳畜産物加工販売棟とカラオケ施設の関係を図面上で確認し、「目的外使用部分面積」も調査し、損害額を算定していた（事実証明⑧の1～2）。ところが、本件では、関係職員らは本件届出の詳細について何らの注意も払わなかったに止まらず、その後「かがり火」改造を発見した後も、本件施設管理に必要な基本的な事務を怠った。

- (ウ) 「焼肉大将」の秋田物産センターへの出資指導による幕引きへ（事実証明⑨）

県本庁の以上の対応方針を受けて由利地域振興局は次の対応方針を決めた。

- a 「2. 6次産業化拠点施設における「バーベキューハウス棟の役割」

「① 位置付け：食材供給施設（要領別表第1 2補助対象）

② 役割：地域での付加価値向上による雇用創出（直営レストラン）計画書P3。

※ 「山海の幸をその場でいただくバーベキューハウス」、「お客様が施設内店舗より「焼き物素材」を仕入れ、お客様自身がその場で調理し食することができます（H24.11陣屋PR資料より）。

（参考）事業要領における「テナント」に関する考え方

「直売施設の運営にあたり、区画をテナントとして貸し出す場合は、原則として連携体の構成員に限るものとする」。→乳畜産物加工販売棟「ヴィラ」がH25中途から丸大機工運営になっているが、丸大機工は出資者である。」（下線は請求人が引いたものである。）

- b 由利地域振興局の「3. 課題への具体的な対応」

「① 4/24農業経済課作成資料の「5. 今後の対応方針」に基づき、

ア 「焼肉大将」が(株)秋田物産センターに出資・参画するよう指導する。

イ 出資しない場合は、知事承認による貸付手続に入る。

2点について、社長に指導。」

「② 交付条件の「善良なる管理者の注意をもって管理する」観点から、放逸な模様替えを避けることと、適切な事務手続を行うことを指導する。」

「※ 農業経済課の整理は、「計画では事業実施主体である連携体が管理・運営することになっているが、外部の事業者に貸し付けることは計画内容から逸脱している」ことからの視点。」（下線は引用の原文どおり。）

「○ 目的に反した貸付であることの整理は必要か。」（下線は請求人が引いたものである。）

- c 前記「対応」の中で、本件補助金「目的に反した貸付である」と考えた職員らがいたことは県民にとって救いである。しかし、県本庁が既に別の「視点」からの方針を示している以上、地域振興局職員らはそれに従うしかなかったものと思われる。

- (エ) 「焼肉大将」の秋田物産センターへの出資・参画による問題の幕引き

県職員らが「焼肉大将が(株)秋田物産センターに出資・参画するよう指導する」ことを決めた後、秋田物産センターは「平成26年4月28日現在」の「株主名簿」（事実証明⑩）を県に提出した。

上記「株主名簿」のうち9人（社）は黒塗り公開で名前等は不明であるが、1社だけが公開され、その株主は「株式会社エムアンドエス」、20株、100万円を出資したことが記されている。つまり、「焼肉大将」の持ち主「株式会社エムアンドエス」は、県の指導を受けて秋田物産センターに出資したのである。

これによって、バーベキューハウス「かがり火」の改変問題の幕は引かれた。

- エ 「(株)エムアンドエス」について

- (ア) 前記県議会提出資料「陣屋を構成する店舗について」で、秋田物産センター以外が経営する店舗は「(株)エムアンドエス」が営業する「焼肉大将」だけである。

- a 「(株)エムアンドエス」の商業登記簿(事実証明⑩)によれば、同社は平成21年6月17日に設立登記され、平成26年3月7日までの商号は「株式会社シブヤ興産」であった。本店所在地は「にかほ市象潟町字三丁目塩越141番地5」で当時県議会議員であったS氏の住所地と同じであり、S氏は同社の取締役でもあった。

同社は、平成26年3月10日に本店所在地を「にかほ市金浦字下谷地50番地2」、つまり「にかほ陣屋」に移転し、同3月8日にそれまでの商号「株式会社シブヤ興産」を「株式会社エムアンドエス」に変更した(登記日はいずれも同年3月20日)。

- b 同社は、陣屋に「移転」するにあたって、なぜ社名を変更したのであろうか。

この問題の経緯を時系列で並べると次のようになる(いずれも平成26年)

- (a) 秋田物産センターが「かがり火」の「模様替え届」提出 2月20日
- (b) 「焼肉大将」改造の着工予定 3月1日
- (c) 「株式会社シブヤ興産」から「株式会社エムアンドエス」に変更 3月8日
- (d) 県職員が「かがり火」から「焼肉大将」への変更を発見 4月9日
- (e) 県が秋田物産センターへの出資・参画の「指導」 4月25日頃

すると、社名称変更は、②の改造工事が始まってまもなくで、④の県職員の発見の前、つまり「焼肉大将」の店名が公然化する前の時期にあたる。

「焼肉大将」の店名が現れれば、陣屋の訪問者はもとより、施設前の国道を通過する一般の人々にも目に映り、にわかにも目立つ存在になる。

このことは、「焼肉大将」を開店するその持ち主が「株式会社シブヤ興産」であってはいかにも不都合であったからに他ならないことを強く示唆している。

- c もともと、県職員らは、秋田物産センターが経営する「乳畜産物加工販売棟「ヴィラ」がH25中途から丸大機工運営になっている」と記載している(事実証明⑨)ように、秋田物産センターと「丸大機工」との密接な関係を知っていて、懸念していた。別件の緊急就職サポート事業補助金に係る秋田県生活と健康を守る会連合会への公開文書にも、同様の懸念を持った職員らの記載や丸大機工に対する照会文書(事実証明⑩、⑪)が見られる。

「丸大機工株式会社」の商業登記簿(事実証明⑬)によれば、平成15年3月以前からS氏が代表取締役を重任し、同17年3月に取締役になったが、同18年3月に代表取締役に復帰し、その後現在まで代表取締役というように、S氏が最高責任者の会社である。

一方、本件補助金を受けるために新たに設立された会社「秋田物産センター」は、「出資者(割合)、構成員」が「民間事業者：(株)秋田フレックス(97.5パーセント)、農漁業者：ST、ST、SS、GK、SK(各々0.5パーセント)」で、「設立年月日 平成24年7月24日」と記載されており(事実証明⑫の2、実施計画書2頁)、その最大株主は秋田フレックスである。

そこで、「(株)秋田フレックス」の商業登記簿(事実証明⑭)を見れば、もともとは「丸大電子工業株式会社」であったが、平成7年3月28日に現在の社名「株式会社秋田フレックス」になり、前記のS氏は平成23年3月まで代表取締役を歴任し、その後、同氏と同住所・同姓の人が代表取締役に就任したが、平成26年6月に取締役に復帰し、同29年3月には代表取締役に復帰している。従って、S氏は同社の事実上の最高責任者と思われる存在である。秋田物産センターの本件補助金申請時の代表取締役・齊藤勝也氏は平成25年10月から26年4月まで、同社「丸大機工」の代表取締役、乳畜産物加工販売棟ヴィラのカラオケ改造時の同社代表取締役・佐々木蓋悦氏も同社の歴代の取締役役員である。

従って、S氏は、以上のような資本関係を通して、秋田物産センターに大きな影響力を有していた。このことは、別件・カラオケ施設改造問題に係る公文書で、県職員や秋田物産センター社長らは、S氏を「会長」と呼び、公文書にそのように記載されていることにも表れている。

ところが、秋田物産センターの前記商業登記簿(事実証明⑮)によれば、S氏は同社に何らの役職も持っていないのである。しかし、秋田物産センター関係者は勿論のこと、県職員らも、以上のような「丸大機工」及び「秋田フレックス」と秋田物産センターの資本関係を承知していたからこそ、「会長」と呼んで対応していたものと考えられる。

- d 以上の関係を考慮すれば、秋田物産センターは、平成26年2月20日の「模様替え届出」より前の段階で、「株式会社シブヤ興産」との間で本件施設の使用・貸付等で合意し、その上で、秋田物産センターは12,423千円もの工事費を支出(?)して自らの所有する「かがり火」を壊し、「株式会社シブヤ興産」の所有する「焼肉大将」を建設したことになる。

- e このような資本や人的関係を知っていた秋田物産センター及び県職員にとって、「焼肉大将」の出現は余りにも明白な補助金交付条件違反であるとともに、本件補助金交付そのものさえ問われかねな

い問題でもあった。

これに対し、「株式会社シブヤ興産」の「(株) エムアンドエス」への社名変更は秋田物産センターはもとより、県職員らにとっても極めて好都合であったと言える。

更には、県職員らは、前記cの関係を知っていたことからこそ、前記イの(イ)で、増改築工事費用が12,423千円もの異常な「模様替え届」を、あえてチェックしなかったともいえる。

「乳畜産物加工販売棟「ヴィラ」がH25中途から丸大機工運営になっている」と記載して(事実証明⑨)秋田物産センターと丸大機工との密接な関係を懸念しつつ、その丸大機工の実力者に対し、今流行の言葉で言えば、あまりに過度の「忖度」を行い県政を歪めたものと批判されなければならない。まるで、今報道されている、「森友学園」に対する国の対応に似て、その秋田県版のようできさえる。

(2) 関係県職員の過失と補助金返還請求を怠る行為

ア 前記(1)のイの(ア)記載のとおり、知事及びその補助職員らは、秋田物産センターが、本件「焼肉大将」が本件補助金交付目的に反して使用されている事実を当然に知り、又は十分に知り得るのに、本件補助施設の管理義務を放棄し、秋田県財務規則第259条1項1号の「補助金等を他の目的に使用したとき」には「期限を定めて返還を命ずるものとする」との規定に反して、求償権の行使を怠り、県の財産に日々損害をもたらす過失を犯し続けている。

イ 前記(1)のイの(イ)記載のとおり、関係県職員らは、秋田物産センターの「バーベキューハウス・かがり火」の「模様替え届」について何らの注意も払わず、漫然とこれを受理し、財務規則第259条1項2号の「提出書類の記載事項に虚偽があるとき」には「期限を定めて返還を命ずるものとする」との規定に反して、求償権の行使を怠り、県の財産に損害をもたらす過失を犯した。

ウ 前記(1)のウの(ア)～(エ)記載のとおり、関係県職員らは、秋田物産センターがその届出に反して「バーベキューハウス・かがり火」を「焼肉大将」に改造したことを発見し、これが財務規則第259条1項1号の「補助金等を他の目的に使用したとき」に該当し、「期限を定めて返還を命ずるもの」としなければならないのに、財務規則の規定に反して、求償権の行使を怠り、その後の損害をもたらす過失を犯した。

エ 前記(1)のエ記載のとおり、ア～ウの過失は、本件財産の管理を担う県職員らが、丸大機工の実力者に対し、過度の忖度を行い、本件焼肉大将への改造が、財務規則第259条1項1号の「補助金等を他の目的に使用したとき」及び同条1項2号の「提出書類の記載事項に虚偽があるとき」には「期限を定めて返還を命ずるものとする」との規定に反して、求償権の行使を怠り、その後の損害をもたらす過失を犯した。

オ 本件補助金交付条件(5)では、「大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間においては、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供しないこと」とされている。本件施設は「鉄骨造」であるから(事実証明①の2。「実施計画書」11)、上記省令別表第一「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」の「飲食店用」により、その耐用年数は34年であるから、本件施設の管理を担当する知事及びその補助職員らは、本件施設について平成25年(2013年)5月から2047年4月まで管理する義務と責任がある。

(3) 秋田県の損害

本件「バーベキューハウス棟整備費」は13,910千円である(事実証明①の2。「実施計画書」11)。

本件施設は平成25年5月9日に完成(事実証明② 補助事業等実績報告書)し、平成26年3月1日着工の工事(前記イの(イ))で、「焼肉大将」に変えられた。

本件施設の耐用年数は前記(2)のオ記載のとおり34年であるから、定率法による償却率は0.059である。

よって、秋田県は、①平成25年5月末の価格13,910,000円から、②平成26年3月末の11か月の償却費752,299円を控除した残額13,157,701円に、③県補助率2分の1を乗じた金額の、計6,578,850円の損害を被った。

$((13,910,000 - (13,910,000 \times 0.059 \times 11/12)) \times \text{県補助率} 1/2)$

(4) まとめ

よって、監査委員が本件を監査し、本件損害について、(株)秋田物産センターに対し賠償の請求をすること、関係職員の過失に対して相応の措置をすること、秋田物産センターに対し、焼肉大将の撤去等を求めること、その他必要な措置をとるように、秋田県知事に対し勧告すること、を請求する。

4 事実証明書

- (1) 事実証明① 支出負担行為(平成24年12月4日決議、支出負担行為番号24-00356501)ほか
- (2) 事実証明② 支出命令書(平成25年5月13日支出命令、支出命令番号25-00018035-01)
- (3) 事実証明③ 農林水産省ホームページ(農山漁村の「6次産業化」とは、どのようなことなのか。(子ども相談)
- (4) 事実証明④ 羽州街道にかほ陣屋「バーベキューハウス棟」の運営について(平成26年4月24日付け、調整・六次産業化班)
- (5) 事実証明⑤ バーベキューハウス棟の写真(外観)ほか

- (6) 事実証明⑥ 陣屋を構成する店舗について（農業経済課）
- (7) 事実証明⑦ 農林漁業ビジネス支援事業費補助金（H24繰越）で取得した施設の模様替え届について（平成26年2月20日付け）
- (8) 事実証明⑧-1 にかほ陣屋（株）秋田物産センター）のヴィラの模様替えについて
- (9) 事実証明⑧-2 羽州街道にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」返還額試算（農業経済課）
- (10) 事実証明⑨ にかほ陣屋のバーベキューハウス棟の運営等への対応（H26.4.24由利農業振興普及課担い手・経営班）
- (11) 事実証明⑩ 株式会社秋田物産センター「株主名簿」
- (12) 事実証明⑪ 起案書の別記
- (13) 事実証明⑫ ファクシミリ送付票（平成25年3月8日付け）
- (14) 事実証明⑬ 履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書（丸大機工株式会社）
- (15) 事実証明⑭ 履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書（株式会社秋田フレックス）
- (16) 事実証明⑮ 履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書（株式会社秋田物産センター）
- (17) 事実証明⑯ 履歴事項全部証明書（株式会社エムアンドエス）

5 請求の対象となる職員

秋田県農林水産部農業経済課の職員ら本件請求に関係する職員（以下「関係職員」という。）

6 請求の要件審査

本件請求事項については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 関係職員について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか。
- (2) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとすれば、それにより秋田県は損害を被っているか。

2 監査対象課所

- (1) 秋田県農林水産部農業経済課
- (2) 秋田県由利地域振興局農林部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成30年4月3日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 提出された証拠

- ア 証拠① 株式会社秋田物産センター「株主名簿」
- イ 証拠② 大東精機株式会社のホームページ掲載の会社概要
- ウ 証拠③ 平成24年度（繰越）農林漁業ビジネス支援事業費補助金に係る経理検査について（復命）（平成25年5月9日付け）
- エ 証拠④ 補助事業等実績報告書（平成25年5月9日）
- オ 証拠⑤ 平成24年度（繰越）農林漁業ビジネス支援事業費補助金の額の確定について（平成25年5月13日決裁）
- カ 証拠⑥ 別表第十 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表
- キ 証拠⑦ 平成26年～48年、減価償却費（定率）の計算（3）月末決算
- ク 証拠⑧ 平成25年度雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施計画について（平成25年7月5日決裁・施行）ほか

(2) 陳述の要旨

ア 証拠①は、事実証明⑩と同じ文書であるが、公開及び非公開部分が異なるものである。請求人が行政文書公開請求をして最初に公開された文書が事実証明⑩である。その後、秋田県農林水産部農業経済課（以下「農業経済課」という。）は、公開及び非公開部分に間違いがあったとして、平成30年3月8日にファクシミリで証拠①が開示された。情報には、そのとき公開されなければ、価値がなくなるものもある。

なお、秋田県産業労働部雇用労働政策課においても続けざまに行政文書の公開に係る不手際があったことから、請求人が県広報広聴課長に質問状を提出したところ、知事名での謝罪文書が提出された。

イ 証拠②は、大東精機株式会社のホームページを印字したものである。これを見ると、大東精機株式会社はシブヤグループの企業であることが分かる。このほか、シブヤグループの企業には、丸大機工株式会社、株式会社秋田マシナリー、株式会社秋田フレックスがあり、いずれも株式会社秋田物産センター（以下「物産センター」という。）の株主である。大東精機株式会社の取締役会長は、前県議会議長の渋谷正敏氏であり、グループ企業はすべて渋谷氏が関係している企業である。

ウ 証拠③には、秋田県由利地域振興局農林部（以下「由利地域振興局農林部」という。）職員が行ったパーベキューハウス棟の完成検査の写真がある。天井は、ケイカル板＋EPとある。事業実施計画には鉄骨造とあり、実績報告書でも鉄骨造と記載されている。天井の写真はあるが、建物が鉄骨造かどうか分かる写真がない。不思議な完成検査である。

なお、平成30年3月16日の県議会予算特別委員会の総括審査において、加賀屋議員から、にかほ陣屋の一部の建物の構造について、実際には木造ではないのかとの質問があった。この質問に対し、佐藤農林水産部長は、「主要な建物5棟のうち、乳畜産物加工販売棟及びパーベキューハウス棟については木造であり、残る3棟は鉄骨造である」、「実績報告書には、数量や金額については実績どおり記載されているが、規格等については鉄骨造の記載のまま修正をし忘れており、これは補助事業者の書類のへ記載ミス、チェック不足、県農林水産部のチェック不足があった結果ではある」、「建築確認は木造でなされており、工事の完成確認検査、経理検査等も木造で適切に行われており、補助金返還ということは、一切ない」と答弁している。

しかし、書類への記載ミス等とされているものは、虚偽の記載の可能性もある。虚偽の記載は、県財務規則によって補助金の返還に当たる。内容的にも、木造にもかかわらず、8,000千円近くの増加である。住民監査請求時は鉄骨造ということで補助金返還額を試算したが、その後の調査で木造であることが分かった。

エ 証拠④は補助事業等実績報告書、証拠⑤は補助金の額の確定に関する文書である。パーベキューハウス棟の整備費の実績は21,266,871円であるが、計画段階では13,910,000円であり、大幅に金額が上がっている。

オ 証拠⑥は、補助金の交付条件に記載がある大蔵省令の別表十である。この別表に記載の法定耐用年数が経過するまでは、目的外の使用が禁止される。木造建築の耐用年数は20年で、償却率は0.100である。

カ 証拠⑦は、オで述べた償却率をもとに計算したものである。建築11か月後には改造されており、その平成26年3月時点での残存価格は19,317,408円である。県の補助率は2分の1だから、10,000千円弱が補助金返還となる。住民監査請求書にある6,578,850円の返還額は鉄骨造を想定したものであったが、パーベキューハウス棟は木造であったので、請求の内容を訂正させてもらいたい。

キ 証拠⑧は、株式会社板垣工業に交付された雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施計画の承認に関する行政文書である。当該文書には、人工光型栽培プラント（一式）とある。株式会社板垣工業は、もともとは精密機械の会社であるが、6次産業化の補助金を活用して新たな産業に参入しようとしている。平成26年3月10日に当該補助金の実績報告書が提出されている。株式会社板垣工業は、株式会社秋田物産センターの株主でもある（証拠①を参照。）。

ク 本件について一言申し述べる。いろいろな不満や関係があったと思うが、一言で言うのでたらめな書類である。書かれている中身が一切違う。でたらめさを県職員が知っていながら、現状が計画と変わったりしても不問に付している。残念で仕方がない。秋田県は、汚れた県政である。確認しない理由は分かっている。確認しないでそのまま放置している。情けない県政である。そういう人はごく一部であると思うが、これを正していかなければ、やがて県政全体が汚染されていく。

4 農業経済課及び由利地域振興局農林部の説明及び見解

- (1) 農林漁業ビジネス支援事業は、平成20年10月にリーマンショックがあり、TDKの大量解雇があって、その中で平成24年9月に、全庁をあげて県職員の給与カットの財源を活用しながら雇用創出を目標に実施した緊急的な雇用対策事業の一つであった。
- (2) 当時の雇用情勢の悪化を踏まえ、当該事業においては、民間事業者と農業者組織の連携体及びその構成員が事業の実施主体となり、6次産業化の拠点となる施設の整備を通じて、地域の雇用創出や農業所得の向上、農村の活性化を図ることを目的に実施したものである。
- (3) 一般的に6次産業化とは、農林漁業者が自ら生産した農産物等の付加価値を高めるため、加工、販売にも取り組み、所得向上を図ることである。
- (4) パーベキューハウス棟については、客がにかほ陣屋の施設内から食材を購入し、自ら焼いて食べるというパーベキュースタイルから、焼肉店「焼肉大将」がにかほ陣屋の施設から食材を仕入れ、提供するという形に変更されたが、できるだけ多くの地場農産物等を食べてもらう施設であることに何ら変わりはなく、目的や施設機能の面からしても、6次産業化施設である。
- (5) 営業形態の変更により、客に食材を提供する形態は変わっても、秋田由利牛をはじめとする地場農林水産物の利用を促進し、農林漁業者の所得向上、雇用の創出を図るという補助金の交付目的は保持されているものと認識している。
- (6) 補助金返還の判断は、補助事業の目的が担保できるかどうか、また、模様替えによって、施設の機能や利用計画が大幅に変わるものかどうかの一つのポイントとなる。

今回の模様替えについては、事業の目的、施設の機能が基本的に大きく変えられるものではなく、必ずしも全面的に適切ではないかもしれないが、事業の目的等は保持されるとの判断の中で、当時、補助金返還には当たらないと判断したと思われる。組織的に判断したという資料は残っていないが、組織として判断したものと

認識している。

- (5) バーベキューハウス棟については、実施計画書及び実績報告書において鉄骨造と記載されているが、実際に建設された建物は木造であった。これは、実績報告書の記載誤りであり、木造であることは工事検査時に確認済みである。
- (6) さまざまな手続が事後になっている点については、県の指導が至らなかったこともあるかと思う。
- (7) また、このような施設は商業施設ということで、客に来てもらわないと事業の目的を達成することはできないし、模様替えに際して自己資金がかかるため、物産センターにとって、バーベキューハウス棟の改修及び営業形態の変更は苦肉の策ではないかと思う。客の利便性を高め、集客につなげ、地元農産物の売上増加や、雇用の維持を図るためには、やむを得ないと考える。
- (8) 当初の計画どおりに事業がうまくいけば問題はないが、そのままだと集客がうまくいかず、場合によっては従業員を解雇しなければならぬという状況になった場合、補助金等交付要綱などに照らし合わせて、抵触しない範囲で施設を改修し、雇用と農林漁業者の所得向上を図ることは、経営者としては当然の考え方であると思う。県として可能な限り取組を支援していくことは、当該補助金の趣旨にかなうものであり、県費の使い方についても妥当であると考えている。

ただし、一部手続において、事業主体が事前の届出をすべきものを事後に届け出たという事実があり、今後は十分に注意していく必要があると認識している。

5 監査によって判明した事実関係等

- (1) 秋田県（以下「県」という。）は、物産センターに対し、平成24年12月4日付けで農林漁業ビジネス支援事業費補助金（事業種目：農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業、事業タイプ：新規事業展開型）の補助金交付決定を行った。

物産センターは、補助事業の完了後、平成25年5月9日付けで補助事業等実績報告書を秋田県（以下「県」という。）に提出し、県は平成25年5月24日に当該補助金を交付した。

- (2) バーベキューハウス棟は、(1)の農林漁業ビジネス支援事業費補助金により整備された施設である。

- (3) 農林漁業ビジネス支援事業費補助金の交付の目的等は、次のとおりである。

ア 補助金等交付決定通知書（平成24年12月4日付け、指令由農-3488）の記載（抜粋）

2 補助事業等の目的

企業や事業主都合離職者の農業参入や異業種と連携した農業の6次産業化等への取組を支援する。

上記の補助事業等の目的は、県農林水産部農林政策課関係補助金等交付要綱（平成24年度）の別表第1「農林政策課関係補助金等の種類等」にも「補助金等の交付目的」に同様の記載がある。なお、農林漁業ビジネス支援事業費補助金の当時の所管は、農林政策課であった。

- イ 雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施要領（制定：平成24年10月3日農林-1521農林水産部長通知、改正：平成24年11月8日農林-1681農林水産部長通知）の記載（抜粋）

第1 趣旨

本県製造業を取り巻く環境は厳しさを増し、雇用の維持・創出が緊急の課題となっている一方、農業においては、農産物需要や販売価格の低迷による所得の減少が著しく、高齢化の進行と相まって、農村の活力も低下してきている。

こうしたことから、地域の雇用の維持・創出と農業所得の向上及び農村の活性化を図るため、企業や企業整理等の事業主都合により離職を余儀なくされた者（以下「事業主都合離職者」という。）の農業参入等を支援するとともに、異業種との連携による農業の6次産業化等への取組を支援する。

第3 事業の種類

本事業は、次の1から5の事業種目で構成し、各々の事業実施主体及び事業内容等は別表第1に定めるものとする。

4 農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業

農業所得の向上と雇用の創出を図るため、民間事業者と農業者が連携して農業の6次産業化に取り組む際の拠点施設整備に対し助成する。

別表第1

IV 農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業

1 事業タイプと標準事業費

(1) 新規事業展開型

地域農林水産物を活用した加工事業やサービス事業を新規に展開

2 補助対象

- (1) 直売施設、加工施設、食材供給施設及びそれらの複合施設等、農業生産施設機械等（ハウス団地、体験・展示農園等）、その他特に必要と認める施設機械等

(2) (1)に係る実施設計費等

(3) なお、土地取得費、土地造成費、外構、看板、パソコン等の事務物品、消耗品など、生産・加工・販売事業の実施に直接関わりのない施設等は補助対象としない。

ウ 平成24年度農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業実施計画書の記載（抜粋）

2 事業の目的

由利本荘市・にかほ市の製造業については、工場再編に伴い700人程の離職者が発生するなど、取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、雇用の場の創出が喫緊の課題となっている。

また、第一次産業においては、担い手の高齢化・減少に伴い、生産量・産出額は減少傾向に推移し、生活基盤である農山漁村の活力の低下が顕著となっている。

他方、日本海沿岸自動車道の整備が着々と進展し、今秋には仁賀保IC～金浦IC間が開通しており、さらに特に25年度にはJRとの協働によるディスティネーションキャンペーンが本県で展開されるなど、観光客を中心に交流人口の増加が見込まれている。

このため、農林水産物の直売、加工及びレストランの組み合わせによる6次産業化複合施設を整備することによって、農林水産物の生産拡大と付加価値向上を図るとともに雇用の創出を図る。

なお、誘客対策にあたり、特に団体客については、エージェントとのタイアップにより、旅行会社への強力な働きかけを講じるものである。

- (4) 平成26年3月中旬、物産センターは、農林漁業ビジネス支援事業費補助金で整備したバーベキューハウス棟の改造について、由利地域振興局農林部に平成26年2月20日付けの様様替え届を提出した。そして、由利地域振興局農林部は、当該様様替え届を平成26年2月20日付けで收受した。

様様替え届の内容は、駐車場側に来館者入口を追加するとともに、椅子席の一部を小上がり改良し、利便性の向上に資するもので、工事費は12,423千円で全額を物産センターの自己負担で行い、着工予定は平成26年3月1日とするものであった。

- (5) 平成26年4月9日、由利地域振興局農林部の職員が、バーベキューハウス棟の店名が「かがり火」から「焼肉大将」に変更されていることを発見した。

物産センターに経緯を確認したところ、にかほ市内で20年以上営業している焼肉店「焼肉大将」（株式会社エムアンドエスが経営）がテナントとして運営を開始することが判明した。

- (6) 焼肉店「焼肉大将」は、平成26年4月13日からバーベキューハウス棟での営業を開始した。

テナント料については、株式会社エムアンドエスが月額350,000円（消費税別）を物産センターに支払うものであり、賃貸借契約書には、株式会社エムアンドエスに対して、原状回復義務以外の条件は付されていないかった。

- (7) 秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）の関係規定（抜粋）は、次のとおりである。

（補助金等の返還）

第259条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関しすでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- 一 補助金等を他の目的に使用したとき。
- 二 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- 三 補助事業等の施行方法が不適正であるとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 略

（財産の処分の制限）

第261条 補助事業者等は、補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産で別に定めるものを、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (8) 補助金等交付決定通知書（平成24年12月4日付け指令由農-3488）において付された交付条件（抜粋）は、次のとおりである。

3 交付条件

(1)～(3) 略

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(5) 前号の財産のうち1件あたりの取得価格50万円以上の機械及び器具について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）」に定められている財産について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間においては、補助金交付の目的に反

して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供しないこと（ただし、事前に承認を得た場合を除く）。

(6) 関係法令その他の関係規程を遵守するとともに、指示及び命令事項を確実に履行すること。

(7) これら上記の条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

(9) 雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業費補助金において、財務規則第261条の規定により知事の承認を受けなければ処分することができない財産に関する財産の区分、名称及び制限期間は、次のとおりである（県農林水産部農業政策課関係補助金等交付要綱 別表第4 処分制限財産の指定（要綱第9 関係））。

ア 財産の区分 本事業により取得した財産及び効用の増加した財産

イ 名称 本事業の助成対象施設等

ウ 制限期間 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める期間

(10) 物産センターは、バーベキューハウス棟を株式会社エムアンドエスに貸し付けるに際し、財務規則第261条の規定に定める知事の承認を受けていなかった。

6 現地調査の実施

平成30年4月23日、監査委員は現地調査を実施し、次のとおり物産センター及び株式会社エムアンドエスに、確認及び聴き取りを行った。

(1) 模様替え工事等に係る主な確認内容

ア 椅子席の一部をの小上がり席への改良

イ 駐車場側への風除室付の入口の設置

ウ トイレの移設

エ 厨房の拡張

オ テーブルの位置・配置の変更

カ ダクトの位置の変更（従前のダクト部品は再利用）

(2) 食材の調達に係る聴き取り内容

肉類、米、野菜、魚介類は、基本的には地元産を主体に仕入れている。

ただし、肉類については、店で提供する牛肉の半分程度は秋田由利牛であるが、生産量が少ないため、調達できないときには三梨牛や秋田牛を仕入れており、また、豚肉については、秋田市新屋の業者から、秋田県又は山形県で生産されたものを仕入れているが、どちらの割合が高いかは不明である。

第3 監査委員の判断

1 補助事業によって整備した施設設備等の所有権について

請求人は、物産センターが補助事業によって取得した施設設備等（以下「補助事業取得財産」という。）の所有権については補助率に応じ県に持分があるから、県の財産でもあるとの認識で一部の主張を展開している。

しかし、補助事業取得財産については、現行制度上、県に所有権はなく、県の財産とならないと解すべきであり、県には補助事業者が善良な管理者の注意をもって施設を管理運営するよう指導することが求められるところである。

2 バーベキューハウス棟の営業実態について

バーベキューハウス棟の当初の営業形態は、客がかまぼこ陣屋施設内の店舗から食材を仕入れ、客自身がその場で調理し、食することができる施設であり、物産センターの直営であった。

平成26年3月からバーベキューハウス棟の改造工事が着工され、その工事完了後、株式会社エムアンドエスが経営する焼肉店「焼肉大将」がテナントとして入居し、平成26年4月13日から営業を始めた。

その際、営業形態は変更されたものの、「焼肉大将」は、肉類、米、野菜、魚介類など地元産を主体に食材を調達しており、補助金の交付の目的、事業の目的及び事業実施計画から逸脱してはいないと認められる。

3 バーベキューハウス棟の改造について

物産センターは、バーベキューハウス棟の営業形態の変更の際に、来館者及び営業者の利便性の向上のため、駐車場側への来館者入口の設置、椅子席の一部について小上がり席への改良、厨房の拡張、換気装置の移動などの改造を行ったが、従来のバーベキューハウス棟の機能は失われてはいないと認められる。

しかしながら、手続においては、工事が平成26年3月1日に着工されたにもかかわらず、物産センターからの模様替え届（平成26年2月20日付け）が実際に県に提出されたのは同年3月中旬であり、また、県における文書の收受は同年2月20日付けで行われている。こうした手続の遡及処理が行われたことは、極めて遺憾である。

4 結論

以上のことから、本件請求については、補助金を他の目的に使用したとは言えず、また、提出書類の記載事項に虚偽があるとも認められないことから、請求人が主張する財務規則第259条第1項第1号及び第2号の規定に該当する事実はないと判断する。

よって、県が物産センターに対し補助金返還請求権を有しているとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

本件請求による監査を通じて、財務規則第261条の規定に定める知事の承認を受けずに補助事業者は株式会社エムアンドエスにバーベキューハウス棟を貸し付けしている事実が確認されている。こうした状況は、財務規則第259条第1項第4号に該当し補助金返還を命ずるべきものとみなされることから、この点を十分に考慮するとともに、県が対応してきた事例も踏まえ、適切な措置を講ずるよう指摘する。